公安委員会 年末年始における交通事故 令和6年12月5日報告資料 防止活動の推進について交通部

## 1 活動の目的

年末年始は、例年、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が増加する傾向にあり、人流・物流の活発化や忘年会・新年会等飲酒機会の増加に伴い、 交通事故の多発や飲酒運転も懸念される。

そこで、県交通安全県民運動推進協議会が主唱する「年末年始の交通事故防止運動」(以下「運動」という。)と連動し、運転者に対する安全運転の啓発活動や飲酒検問をはじめとする交通指導取締り等各種街頭活動を強化するなど、年末年始における交通事故・違反の防止を図るもの。

## 2 県警察の主な取組施策

- (1) 県下一斉の飲酒運転取締り
- (2) 各署等において、運動の重点項目を踏まえ、次の項目を中心に実施
  - 夜光反射材の着用と「3 (サン)ライト運動」の推進
  - 飲食店等に対する飲酒運転撲滅に関する広報啓発
  - 法改正に伴う自転車運転者に対する実効性のある指導取締り

## 3 参考

- (1) 「年末年始の交通事故防止運動」の期間 令和6年12月10日(火)~令和7年1月10日(金)
- (2) 昨年の施策

交通安全母の会による飲酒運転根絶 早めのライト点灯等の街頭キャンペーン



グラウンドゴルフ参加者等に対する 反射シールの直接貼付活動



自転車ヘルメット着用キャンペーン



(3) 過去5年間(合計)の月別交通事故発生状況

